徳島市「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録要領

（趣旨）

第１条　この要領は、徳島市「とくしま在宅育児応援クーポン事業」に係る子育て支援サービス提供者（以下「サービス提供者」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（登録の届出）

第２条　サービス提供者として登録を希望する者は、「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録届（様式第１号）に関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（サービス提供者の登録等）

第３条　市長は、前条の規定による届出があったときは、その内容を審査し、サービス提供者として登録することを決定したときは、「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録決定通知書（様式第２号の１）により、また、サービス提供者にふさわしくないとして登録しないことを決定したときは、「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者不登録決定通知書（様式第２号の２）により、届出者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により登録することを決定したサービス提供者について、サービス提供者登録名簿を備えなければならない。

（サービス提供者の変更又は廃止の届出）

第４条　前条第１項の規定により登録の決定を受けた者は、第２条の規定による届出の内容に変更が生じたときは、「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録事項変更届（様式第３号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、登録内容の変更を決定したときは、「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録事項変更決定通知書（様式第３号の２）により、届出者に通知するものとする。

３　前条第１項の登録の決定を受けた後、サービス提供者としての事業を休止し、又は廃止しようとするときは、「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録廃止（休止）届（様式第４号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（サービス提供者の登録の取り消し）

第５条　市長は、サービス提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、第３条第１項の規定による登録を取り消すことができる。

⑴　前条第２項の規定による「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録廃止（休止）届の提出があったとき。

⑵　役員等（個人にあってはその者、法人にあってはその役員又は店舗の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることがわかったとき。

⑶　この要領に違反し、又は市長に指示に従わなかったとき。

⑷　過去１年以内にサービスを提供した実績がなく、かつ、将来にわたって提供する見込みがないと認められるとき。

⑸　第８条に規定する請求に不正があったとき。

⑹　その他本事業の実施に当たり、市長がサービス提供者として不適当と認めたとき。

２　サービス提供者の登録の取消しは、「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録取消通知書（様式第５号）により行うものとする。

（サービス提供者の遵守事項）

第６条　サービス提供者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

⑴　本事業の趣旨を理解し、適切な子育て支援サービスの提供に努めるとともに、当該サービス提供に際して利用者の安全を確保すること。

⑵　市長が求めたときは、その利用記録を開示し、提供すること。

⑶　偽りその他の不正の行為によって不正にクーポンの換金を請求しないこと。

⑷　偽造されたクーポンや利用対象者以外による利用などのクーポンの不正利用を発見したときは、クーポンの受領を拒否するとともに、速やかに市長に通報すること。

（調査等）

第７条　市長は、サービス提供者の提供する子育て支援サービスの内容に関して、必要があると認めるときは、当該サービス提供者に説明を求め、又は実態を調査することができる。

（利用料の請求）

第８条　サービス提供者は、請求書（様式第６号）に必要事項を記入し、利用者から受領したクーポンを添えて、当該クーポンが使用された日の属する月の翌月１０日（当該日が本市の休日を定める条例の休日に該当する場合はその翌日）までに市長に提出するものとする。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りではない。

２　市長は、前項により請求を受けたときは、その内容を審査し、適切であると認められる場合は、請求書を受領した日から３０日以内にサービス提供者に対して支払いを行うものとする。

（クーポンの受領額の返還）

第９条　市長は、サービス提供者が偽りその他の不正によって前条の支払いを受けたことが明らかになった場合は、その支払額の一部又は全部を返還させることができる。

（損害賠償）

第１０条　子育て支援サービスの利用に際して起こった事故等については、すべてサービス提供者と利用者の間において解決するものとする。

（秘密の保持等）

第１１条　サービス提供者は、本事業の実施により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、登録の取消し後も同様とする。

（その他）

第１２条　この要領に定めるもののほか、サービス提供者の登録に関し必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成３１年２月６日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要領は、令和４年１２月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要領は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

　　　年　　　月　　　日

「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録届

徳　島　市　長　　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (届出者) | 所 在 地 |  | |
|  | 事業者名 |  | |
|  | 代 表 者 |  | 印 |

徳島市「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録要領第２条の規定に基づき、次のとおりサービス提供者として登録したいので届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | □ | | 一時預かり事業 | | | | | | | | | | □ | 任意予防接種 | |
| □ | | 病児保育事業 | | | | | | | | | | □ | フッ化物塗布 | |
| □ | | ファミリー・サポート・センター事業 | | | | | | | | | | □ | 在宅育児家事支援事業 | |
| □ | | 親子スキンタッチ教室 | | | | | | | | | | □ | 助産師訪問ケア | |
| □ | | 子育て安心ステーション利用駐車料 | | | | | | | | | |  |  | |
| □ | | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | | | | |
| 提供場所 |  | 施設・事業所名 | | | | | | | | | 所在地 | | | | 電話番号 |
| 1 |  | | | | | | | | |  | | | |  |
| 2 |  | | | | | | | | |  | | | |  |
| 振込先  口座 | 金融機関名 | | | | | | | | | | 支店等名 | | | | 口座種別 |
|  | | | | | | | | | |  | | | | 普通・当座 |
| 口座番号 | | |  |  |  |  |  |  |  | 口座名義  （カナ） |  | | | |
| 連絡先 | 担当部署 | | | | |  | | | | | | | | | |
| 担当者氏名 | | | | |  | | | | | | | | | |
| 電話番号 | | | | |  | | | | | | | | | |
| Ｅメール | | | | | ＠ | | | | | | | | | |

※市処理欄

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第２号の１（第３条関係）

子　育　発　第　　　号

　　年　　月　　日

「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録決定通知書

　　　　　　　　　　　　殿

徳島市長　　　　　　　　　　印

　　年　　月　　日付けで届出のありました「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者の登録申請について、次のとおり登録を決定しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 事業者名 |  | | | | | | | | | |
| 代表者名 |  | | | | | | | | | |
| 所在地 |  | | | | | | | | | |
| 事業内容 |  | | | | | | | | | |
| 登録年月日 |  | | | | | | | | | |

|  |
| --- |
| 【本件に関するお問い合わせ先】  子ども未来部　子育て支援課  手当医療係　クーポン事業担当  TEL 088-621-5194　FAX 088-655-0380 |

様式第２号の２（第３条関係）

子　育　発　第　　　号

　　年　　月　　日

「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者不登録決定通知書

　　　　　　　　　　　　殿

徳島市長　　　　　　　　　　印

　　年　　月　　日付けで届出のありました「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者の登録申請について、次のとおり不登録を決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 代表者名 |  |
| 所在地 |  |
| 不登録理由 |  |

|  |
| --- |
| 【本件に関するお問い合わせ先】  子ども未来部　子育て支援課  手当医療係　クーポン事業担当  TEL 088-621-5194　FAX 088-655-0380 |

様式第３号（第４条関係）

　　　年　　　月　　　日

「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録事項変更届

徳　島　市　長　　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (届出者) | 所 在 地 |  | |
|  | 事業者名 |  | |
|  | 代 表 者 |  | 印 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

徳島市「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録要領第４条の規定に基づき、次のとおりサービス提供者としての登録内容を変更しますので届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更年月日 | | 年　　　　月　　　　日 | |
|  | | | |
|  | | 変更後 | 変更前 |
| 事業者 | 事業者名 |  |  |
| 代表者名 |  |  |
| 所在地 |  |  |
| 事業内容 | |  |  |
| 提供場所 | |  |  |
| 振込先  口座 | 金融機関名 |  |  |
| 支店等名 |  |  |
| 口座種別 |  |  |
| 口座番号 |  |  |
| 口座名義 |  |  |
| 連絡先 | 担当部署 |  |  |
| 担当者氏名 |  |  |
| 電話番号 |  |  |
| Ｅメール |  |  |

様式第３号の２（第４条関係）

子　育　発　第　　　号

　　年　　月　　日

「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者

登録事項変更決定通知書

　　　　　　　　　　　　殿

徳島市長　　　　　　　　　　印

　　年　　月　　日付けで届出のありました「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者の登録事項変更申請について、次のとおり登録事項の変更を決定しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | | | | |  | | | | |
| 変更事項 | 変更後 | | | | | 変更前 | | | | |
|  |  | | | | |  | | | | |
|  |  | | | | |  | | | | |
|  |  | | | | |  | | | | |
|  |  | | | | |  | | | | |
|  |  | | | | |  | | | | |
|  |  | | | | |  | | | | |
| 登録事項変更日 | 年　　　　月　　　　日 | | | | | | | | | |

|  |
| --- |
| 【本件に関するお問い合わせ先】  子ども未来部　子育て支援課  手当医療係　クーポン事業担当  TEL 088-621-5194　FAX 088-655-0380 |

様式第４号（第４条関係）

　　　年　　　月　　　日

「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録廃止（休止）届

徳　島　市　長　　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (届出者) | 所 在 地 |  | |
|  | 事業者名 |  | |
|  | 代 表 者 |  | 印 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

徳島市「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録要領第４条の規定に基づき、次のとおりサービス提供者としての登録を廃止（休止）したいので届け出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出区分 | □　廃　止 | （廃止年月日： | 年　　　月　　　日 | ） |
| □　休　止 | （休止期間： | 自　　　　　　年　　　月　　　日 | ） |
| 至　　　　　　年　　　月　　　日 |
|  | | | | |
| 廃止（休止）  理由 |  | | | |

様式第５号（第５条関係）

子　育　発　第　　　号

　　年　　月　　日

「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者登録取消通知書

　　　　　　　　　　　　殿

徳島市長　　　　　　　　　　印

　　年　　月　　日付け子育発第　　号により決定した「とくしま在宅育児応援クーポン事業」サービス提供者の登録を、次のとおり取り消しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 事業者名 |  | | | | | | | | | |
| 代表者名 |  | | | | | | | | | |
| 取消年月日 | 年　　　月　　　日 | | | | | | | | | |
| 取消事由 |  | | | | | | | | | |

|  |
| --- |
| 【本件に関するお問い合わせ先】  子ども未来部　子育て支援課  手当医療係　クーポン事業担当  TEL 088-621-5194　FAX 088-655-0380 |





